

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金の額等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>7（略）</p>	<p>（営業保証金の額等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。</p> <p>7（略）</p>